



平成16年(行ウ)第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被告 栃木県知事 福田高一

### 証拠説明書

2008(平成20)年12月25日

宇都宮市地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら代理人 弁護士 大 木 一 俊

号証	標目(原本/写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
B81	意見書 /写し	2008.01.16	大熊孝	<p>(1) 1947(昭和22)年9月のカスリーン台風時の八斗島地点の流量は上流での氾濫を考慮しても最大17,000m<sup>3</sup>/秒に止まっていたこと、その後の八斗島上流域の開発によって洪水流量が増大したとしても、22,000m<sup>3</sup>/秒に達することはないこと。</p> <p>(2) 利根川治水の変遷 すなわち、明治以降の利根川治水計画は、浅間山噴火の影響を近代的な土木機械力による浚渫・掘削で解消したことに最大の特徴があるが①「利根川東遷」が足尾銅毒事件を受けて確定し、利根川下流が犠牲にされていること、②治水対象洪水量が3,750 m<sup>3</sup>/秒から22,000m<sup>3</sup>/秒と極端に増大し、八斗島地点流量22,000m<sup>3</sup>/秒の可能性に疑問があること等の問題があること(第1章)。</p> <p>(3) 利根川の治水対象洪水の変遷とカスリーン台風時の洪水の最大流量の実態に</p>	水戸地裁(甲B号証及び乙号証)の証拠番号  B55

ついて。すなわち、①利根川の治水計画における対象洪水規模は、1900（明治33）年の計画高水流量3,750 m<sup>3</sup>/秒から1980（昭和55）年の基本高水ピーク流量22,000 m<sup>3</sup>/秒まで、約6倍もの異例の増加をしていること、②カスリーン台風による鳥川合流地点付近の最大流量は当初15,000 m<sup>3</sup>/秒と推定されていたところ、途中から17,000 m<sup>3</sup>/秒とされ、安全側を取ってこれが1949（昭和24）年利根川改修改訂計画の基本高水ピーク流量は採用され、その後、カスリーン台風時の最大流量は八斗島地点で17,000 m<sup>3</sup>/秒とされることが通列となったこと、③しかしながら、「利根川の解析」「カスリン颱風の研究」「利根川における重要課題」といった先人たちの研究成果に照らしても、カスリーン台風時の最大流量は15,000 m<sup>3</sup>/秒程度であったと考えるべきこと、④流量解析によるカスリーン台風時の復元流量26,900 m<sup>3</sup>/秒には十分な科学的根拠がないこと、⑤1980（昭和55）年12月の河川審議会で八斗島地点における基本高水ピーク流量は22,000 m<sup>3</sup>/秒と定められ、それが2006（平成18）年2月の利根川水系河川整備基本方針に踏襲されたが、流出解析が恣意的であり、カスリン台風時と現在の利根川上流域での河盤状況に大きな変化がないこと等から、カスリーン台風の降雨を前提とする限り、八斗島地点での最大流量はおおむね17,000 m<sup>3</sup>/秒を超えるものではないこと（第2章）

(4) ①2001（平成13）年9月の台風15号と2007（平成19）年9月の台風では、100年に1回に匹敵する降雨があったにもかかわらず、八ッ場ダム予定地への実績最大流入量は計画最大流入量の28～30%に止まっていることから、八ッ場ダムの洪水調節計画が机上の計算で作られたもので吾妻川上流における洪水の流出実態

				とかげ離れており、ハッ場ダムによる洪水調節は不要であること、②ハッ場ダムの洪水調節計画を算出した資料として、「ハッ場ダム治水計画検討報告書(1986年3月)」があるが、これを検証するとハッ場ダムの最大流入量がどのような値になるかは計算者が過去の洪水のうちどれを選択するかによって変わってしまう恣意的なものであるという問題があり、また、国交省の流出計算モデルは過大な値を算出するようになっていること(第3章)。	
B82	「利根川治水の変遷と水害」(抜粋・340頁~383頁) / 原本	1981. 02. 28	大熊孝	利根川上流域の出水形態・河道の特徴、明治43年8月洪水・昭和10年9月洪水・昭和22年9月洪水の出水形態とこれらの洪水における利根川上流域出水形態の特徴と洪水調節計画の問題点、流量改訂による洪水調節計画の変更の意義と問題点、同書では、「利根川上流域における昭和22年洪水の実態と解析」(利根川ダム統合管理事務所・昭和45年4月)に大きな問題があることについてはほとんど触れられてないこと。	B56
B83 の1	報告書「利根川における治水の変遷と水害に関する実証的調査研究」(東京大学大学院の博士論文)の清書/写し	2008. 07. 07	大熊孝	作成者の東京大学大学院の博士論文「利根川における治水の変遷と水害に関する実証的調査研究」の821~890頁の清書であり、同論文中上記B82には含まれなかった部分で、利根川上流域における昭和22年9月洪水(カスリーン台風)の実態と解析(利根川ダム統合管理事務所・昭和45年4月)には、氾濫するはずのない場所が氾濫したことになっている等、大きな問題があること等。	B58
および2	同上の論文の原本の表紙及び目次/写し	1973. 12			B74
B84	利根川支流「烏川・神流川・鎧川・碓氷川」(直轄区域)の	2008. 06. 15	嶋津章之	利根川支流の烏川・神流川・鎧川・碓氷川の直轄区域の河川現況台帳及び堤防現況平面図から、各河川の堤防の築堤年を	B63

	築堤年の調査結果 /写し			調査したところ、ごく一部の堤防を除いて、ほとんどの堤防は1947（昭和22）年よりも前に完成していたこと。	
甲85	利根川調査報告書 /写し	2006. 05. 19	大熊孝、福田寿男、只野靖	<p>烏川・神流川・鋸川・碓氷川の現地において、地元の古老へのヒヤリングを行った報告書</p> <p>「利根川上流域における昭和22年洪水の実態と解析」（利根川ダム統合管理事務所・昭和45年4月）の洪水氾濫想定図では、吾妻川合流点直上流部の利根川本川の蛇行部（刈川市赤城町宮田、樽（左岸側）、同市白井（佐又・右岸側）で蛇行の凸部が大きく氾濫したことになっているが、利根川沿いの蛇行部凸側は氾濫を除いて氾濫はしていなかったこと。同様に、碓氷川においても、「昭和22年氾濫想定図」では氾濫があったことになっているが、調査の結果、碓氷川左右岸とも外水氾濫はなく、一部に内水氾濫があっただけと考えられること。</p> <p>神流川の堤防は記録によるとほとんどが1947（昭和22）年以前に作られたことになっているが、それ以前に今の堤防高の半分位の堤防があり、内水が停滞したことはあっても、外水氾濫はなかったと考えられること。</p> <p>烏川左岸の玉村町においても、外水氾濫はなかったと考えられること。</p>	B68
B86	利根川支流「烏川・神流川・鋸川・碓氷川」（直轄区域）の築堤年の調査結果（嶋津輝之氏作成）への補足	2008. 07. 01	大熊孝	<p>利根川支流「烏川・神流川・鋸川・碓氷川」（直轄区域）の築堤年の調査結果（B84）では、神流川堤防について、右岸堤防及び八高線鉄橋付近から上流の左岸堤防が1950（昭和25）年以降の築堤となっているが、これらはもともとあった堤防を拡幅・嵩上げたものであること。</p> <p>カスリン台風時にも外水氾濫は起こしていないこと。碓氷川左岸堤（安中の鷹之巣橋付近から烏川合流点近くの下豊岡付</p>	B71



				に同証人に示した書証の綴り	
B93	ハッ場ダム建設事業について (回答) /写し	2006. 09. 28	関東地方整長中島威夫	ハッ場ダム建設事業についての茨城県知事からの照会に対して関東地方整長中島威夫が回答した内容、上記B92とともに大熊孝証人に示した書証	乙157の1
B94	証人調書 (証人大熊孝) のもの /写し	2008. 08	水戸地方裁判所裁判所書記官	水戸地方裁判所において2008年7月29日に行われた大熊孝証人に対する尋問の結果を記載した証人調書 立証趣旨は甲B81に同じ	
B95	意見書「ハッ場ダムサイトの地盤の安全性について」 /写し	2008. 05. 02	坂巻幸雄	本件ダムサイト地盤のダム基礎としての適正を判断し、必要な対策工法を決定する前提となるべき、地質調査の結果に対する国交省の評価は、調査の結果判明した事実をダムの安全性確保の見地から科学的合理性をもって評価したと言えないことから、本件ダム計画、建設自体の安全性に関する保障を欠き、湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全性等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金内付通知は著しく合理性を書くこと。 (1) 基礎岩盤の評価・岩級について 岩級区分は、ダムサイト地盤のせん断抵抗力を判断する上で重要な指標であり、割れ目の存在も考慮して岩級評価を行わなければならないが、国交省が本件ダムサイトについて行った岩級区分は、ルジョン値が高いことから割れ目の存在が推認される部分の岩級区分をCH級、B級とする不自然なものであること。 本件ダムサイトに存在する割れ目はせん断抵抗力が小さく、水平力重に対し弱線となる低角度のもので、かつ、開口した状態のものであるところ、国交省の作成した岩級区分図は、本件ダムサイトに存在する割れ目系の成因 (節理なのか断層なのか) を検討しておらず、割れ目系の空間分布・形成時期について必要な考察	前橋地裁 (甲D号証 甲E号証及び乙号証) の証拠番号 D15

かなされないまま作成されており、本件ダム  
の安全性を確保するため必要な工法  
を選定する資料として不適切であること

(2) ダムサイト左岸の「擾乱帯」について

甲B48の報告書に「擾乱帯」と記載されたダム  
サイト左岸の脆い岩盤について後に「ダム基礎  
として問題ない」とした国交省の評価の変遷に  
合理的な根拠がなく、また、前記岩盤は、断層  
(破碎)帯の要件を十分備えており、かつ、河  
道側へ延びている可能性があること。

(3) 右岸上流部の熱水変質帯について  
本件ダムサイト両岸に存在する変質帯の分布  
状況からすると、熱水変質帯は下流のダム  
サイト中心部へ延びているとみるべきであ  
って、熱水変質帯がダムサイト中心部へ延  
びていないとする国交省の判断は誤りであ  
ること。

変質は、ダム湛水により拡大する可能性  
があるのに、国交省は調査報告書において  
変質帯拡大の可能性について言及してい  
ないこと。

(4) 河床付近の基礎地盤は難透水性であ  
るとする国交省の判断に信用性がないこ  
と

本件ダムの河床標高以下は難透水性であ  
るとする国交省の判断は、十分な地質調  
査に基づいておらず、本件ダムの河床標  
高以下、ダム満水時に亀裂破壊を起こ  
す可能性のある高透水の箇所がある事  
実と矛盾することから、信用性が認め  
られないこと。

(5) 本件ダムサイト下流見晴台の南西の  
左岸の河床に、ダムサイト付近の岩盤の  
不連続面の形成過程を判断する上で当然  
考慮されるべき断層が存在すること。

国交省の作成したほほすべての調査報告  
書において前記断層の存在が隠蔽されて  
いること。

B96	研究経歴書 /写し	2008.09.01	坂巻幸雄	坂巻幸雄氏の研究経歴。鉾山の鉾脈の研究、温泉地の地下水水質の解析、湧水機構の調査研究、鉾山の坑内水・旧廃坑地域地表水の重金属汚染の発現機構と抑制技術に関する調査研究、ダムの基礎地盤の調査研究などに従事してきたこと等。	D16
B97	「利根川水系ハッ場ダム・ダムサイト地表地質調査報告書」 /写し	1970.01	株心用地質調査事務所	ハッ場ダムの建設場所について、1970（昭和45）年当時は上流案・下流案の2案が検討されていたこと、水平・垂直方向とも断層・節理があり、水平方向のものが顕著であることを理由に、下流案の方が有利であるとされていたこと、調査地中央部熊の茶屋下方に断層鏡面が見られること、調査地右岸に分布する段丘面下には、断層通過の可能性が地質的にあり調査の必要性があるという指摘がなされていたこと等。断層の位置が示された地図が添付されている。	D17
B98	写真撮像報告書 /写し	2008.09.02	弁護士坂本博之	ハッ場ダムダムサイト下流の吾妻川左岸にある断層露頭跡の存在、位置及びその様子等。	D18
B99	証人尋問用スライド /写し	2008.09.02	弁護士坂本博之	前橋地方裁判所において2008年9月5日に行われた坂巻幸雄証人に対する尋問の際に同証人に示した書証の綴り	D19
B100	ハッ場ダム建設事業におけるダムサイトの地盤等について（回答） /写し	2007.02.20	関東地方整長中島威夫	ハッ場ダム建設事業におけるダムサイトの地盤等についての群馬県知事からの照会に対して関東地方整長中島威夫が回答した内容、上記B99とともに坂巻幸雄証人に示した書証	Z214 の1
B101	証人調書（証人坂巻幸雄のもの） /写し	2008.09	前橋地方裁判所裁判所書記官	前橋地方裁判所において2008年9月5日に行われた坂巻幸雄証人に対する尋問の結果を記載した証人調書 立証趣旨は甲B95に同じ	

B10 2	<p>鑑定意見書：ハッ場 ダム湛水域斜面の地 すべり危険度と地す べり対策の評価 /写し</p>	2008.02.07	奥西一夫	<p>本件ダム計画においては、湛水地の地すべりの発生可能性についての調査・検討が不十分であり、また地すべり対策も不十分であることから、本件ダム計画は発生可能性のある湛水地すべりに対する安全保障を欠き湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全等を脅かすものであって、国土交通大臣による負担金納付通知は著しく合理性を書くこと。</p> <p>(1) ダム湛水域においては地すべりが発生することは湛水域周辺及び下流域住民の生命の安全上あってはならないこと。</p> <p>(2) 林地地区と上湯原地区の地すべり地形は、古期大規模地すべりと断定されることから、ダム湛水によって地すべりが再滑動する可能性があるのに、本件ダム計画における地すべり危険斜面の認識においては、前記再滑動の可能性が考慮されていないこと。</p> <p>(3) 国交省指定の地すべり危険斜面のうち、上湯原地区の地すべりブロックに建設中の宅地造成地で、地すべりが起こったことを疑うべき継続的変位が見られるのに、同ブロックは「湛水による地すべりの可能性が考え難い場所」として地すべり対策の対象から外されていること。</p> <p>(4) 国交省指定の地すべり危険斜面のうち、林地地区の地形・地質構造からは、同地区の地すべりブロックが相当大規模であると評価できるのに、国交省は地すべりブロック全体が動いた場合を想定せず、小さい地すべりブロックだけを想定して対策工事を予定していることから、本件ダム計画においては、試験湛水中に大規模地すべりを起こした大滝ダムでの失敗が繰り返される可能性が高いこと。</p> <p>(5) 「湛水による地すべりの可能性がある箇所」を22箇所、「地すべり対策が必要な箇所」を3箇所とする国交省の半断に合理的根拠がないこと。</p>	D14
----------	--	------------	------	---	-----

				<p>(6) 地すべり対策が必要とされている二社平の地すべりブロックについて、同地区の地形・地質構造からは、国交省が対策の前提としているより広い地すべり面が想定されるべきであって、国交省の地すべり対策では地すべりに対する安全が確保されないこと。</p> <p>(7) 横壁・西久保地区では、地すべり地として認定しなかった斜面で100m以上にわたり地すべりが起こった横壁・小倉地区と同様の地形・地質条件を有することから、同地区について詳細な調査をすべきであるのに、国交省は同地区を地すべり対策が必要な箇所分類せず、詳細な調査を行っていないこと。</p> <p>(8) 横壁・白岩沢右岸地区についての国交省の地すべり危険度評価は、危険度評価の対象斜面を誤り、かつ危険度評価の基準とすべき地層を誤った検査違いのものであること。</p> <p>(9) 本件ダム計画の地すべり対策において採用されている安全率が、斜面安定の見地から不相当に低く、かつ、本件ダム計画において、地すべり対策の要否を判断する際採用されている定数を基準とすると、地すべり対策が必要ないと判定される斜面において湛水時の安全率が1を下回る場合があること。</p>
B10 3	準備書面(11) /写し	2007.04.09	弁護士伴義聖	<p>上記B102中で、「原告と被告の主張を参照する場合は、東京地方裁判所に提出された原告第10準備書面と水戸地方裁判所に提出された被告第11準備書面を用いる。(1頁)」と記載されているもののうちの被告第11準備書面である。</p> <p>なお、原告第10準備書面は、本件訴訟において原告らが提出した準備書面9と同じ内容のものである。また、同頁にあるH8報告書は甲B58、H10林報告書は甲B57、H12貯水地帯斜面安定対策検討</p>

				業務報告書は甲B58である。	
B10 4	「奥西証人尋問において示すことを予定している書証の目次」と題する書面 /写し	2008. 09. 02	弁護士高橋利明	前橋地方裁判所において2008年9月5日に行われた奥西一夫証人に対する尋問の際に同証人に示した書証の綴り	D20
B10 5	証人調書(証人奥西一夫のもの) /写し	2008. 09	前橋地方裁判所裁判所書記官	前橋地方裁判所において2008年9月5日に行われた奥西一夫証人に対する尋問の結果を記載した証人調書 立証趣旨は甲B102に同じ	
B10 6	追加意見書:白岩沢右岸斜面の地すべり危険度 /写し	2008. 09. 14	奥西一夫	作成者が2008年9月5日に前橋地裁において、ハッ場ダム建設による貯水池地すべりの危険性に関し、「(甲D11の179頁の試料番号③に関する地すべりの)安全率はコンサルタント会社が①及び②について検討した局所的な安全率の2分の1程度の安全率になってしまうことが判りました。」「局所的な安全率が2分の1になるということは2分の1程度の安全率になるということでありまして、かなり大きな問題を呈することになります。コンサルタント会社が仮定したようにこの局所的な安全率がそのまま斜面の安全率であるという具合に考えますと、現在この斜面はもう崩れ去っているはずだということになってしまっていて、明らかに不合理です。これは、局所的な安全率と斜面全体の安全率が等しいというコンサルタント会社の仮定に問題があるのでありまして、きちんと斜面全体の安全率を評価するためには、すべり面がどういう形をしており、そして、そのすべり面に沿ってせん断抵抗力の分布がどうなっているかというのをきちんと調べなければなりません」と証言するに当たって行った安全率計算の計算過程等。	D22

B107	ダムサイト・地すべり現地調査報告書」と題する書面 / 写し	2008. 10. 21	弁護士高橋利明、同嶋田久夫、神原禮二	鹿飛橋及び周辺の狭窄部、ダムサイト周辺及び二社平地区の危険性等	D21
B108	H14ハッ場ダム環境調査 (その2) (抜粋) / 写し	2003. 06	株式会社建設環境研究所	ハッ場ダム建設事業に関し2002 (平成14) 年5月から2003 (平成15) 年6月にかけて行われた環境調査の内容 なお、この書証の一部については、甲B39として提出。	E21
B109	H15ハッ場ダム環境調査業務報告書 (抜粋) / 写し	2004. 03	株式会社建設環境研究所	ハッ場ダム建設事業に関し2003 (平成15) 年6月から2004 (平成16) 年3月にかけて行われた環境調査の内容	E22
B110	H16ハッ場ダム環境調査 (抜粋) / 写し	2005. 03	株式会社建設環境研究所	ハッ場ダム建設事業に関し2004 (平成16) 年6月から2005 (平成17) 年3月にかけて行われた環境調査の内容	E23
B111	H15ハッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書 (抜粋) / 写し	2004. 03	国土環境株式会社	ハッ場ダム建設事業に関し2003 (平成15) 年4月から2004 (平成16) 年3月にかけて行われた猛禽類に関する調査の内容 なお、この書証の一部については、甲B40として提出。	E24
B112	H16ハッ場ダム周辺地域猛禽類調査報告書 (抜粋) / 写し	2005. 03	国土環境株式会社	ハッ場ダム建設事業に関し2004 (平成16) 年5月から2005 (平成17) 年3月にかけて行われた猛禽類に関する調査の内容 なお、この書証の一部については、甲B41として提出。	E25
B113	「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」と題する書面 / 写し	1978. 07. 01	建設事務次官	「ハッ場ダム環境影響評価書」(以下「85年アセス書」という、B33) が準拠した建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針の内容	E18
B11	「建設省官技発第2	1978. 07. 01	建設事務次	85年アセス書 (B33) が準拠した建設	E19

4	93号研和53年7月1日」と題する書面（抜粋）／写し		官	省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針における環境影響評価技術指針の内容	
B11 5	「建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針について」と題する書面（抜粋）／写し	1980.09.26	建設事務次官	「建設省所管ダム事業に係わる環境影響評価が科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定めたもの」とあるように、建設省所管ダム事業に係わる環境影響評価は科学的かつ適正に行われなければならないこと。	E20
B11 6	ハッ場ダムをめぐる環境アセスメントと関連調査の問題点に関する意見書／写し	2008.02.01	花輪伸一	85年アセス書は、建設事務次官通知による「78年措置方針」（B113）と「78年技術指針」（B114）に基づいて実施されているが、通知の趣旨、指針案が要求する内容を満たしておらず、調査、環境予測・評価、保全対策ともに不十分であり、制度が始まったばかりという当時の状況を勘案しても環境アセスメントとしての要件を満たしていないこと。社会経済的な状況が変化し、自然保護、野生生物保護に関する世論の高まり、環境アセスメント制度などの法制度の整備の進展が見られるのであるから、85年アセス及びその後の自然環境調査の結果を再分析し、必要な再調査も行って現在の環境影響評価法その他の法令に従った環境アセスメントを実施すべきこと。	E17
B11 7	「ハッ場ダムをめぐる環境アセスメントと関連調査の問題点に関する意見」と題する書面／写し	2008.09.05	花輪伸一	前橋地方裁判所において2008年9月5日に行われた花輪伸一証人に対する尋問の際に示した書面	E26
B11 8	証人調書（証人花輪伸一のもの）／写し	2008.09	前橋地方裁判所裁判所書記官	前橋地方裁判所において2008年9月5日に行われた花輪伸一証人に対する尋問の結果を記載した証人調書 立証趣旨は甲B116に同じ	